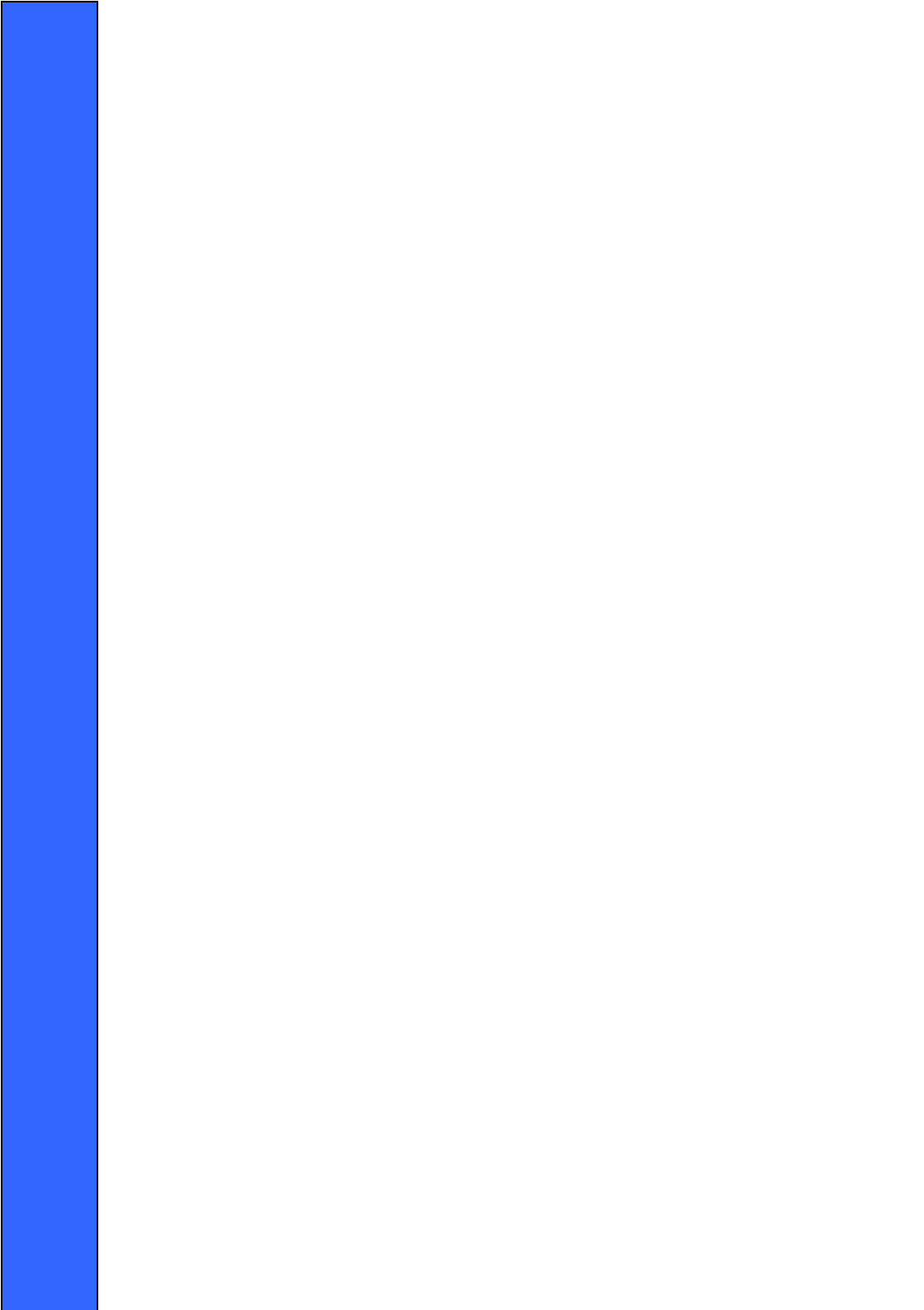


VI そ の 他



地震防災応急計画

本計画は、予想される南海トラフ地震に備え、職員と学生が応急時に正しい判断と適切な行動がとれるよう準備を行い、身の安全の確保ができるようにするためのものです。

しかし、在校時、校外実習時、通学時若しくは、在宅時など、どのような場面で地震に遭遇するか分かりません。また、南海トラフ地震に関連する情報がどのような状況で発表されるのかも分かりません。更には、その時の天候や時間帯、災害の内容や程度など状況は様々で、この計画で全ての状況に応じて定めるには、おのずと限界があります。

そこで、身の安全の確保は、本計画を踏まえる中で、学生及び職員個々が自分の身は自分で守るという意識をもって日頃から備え行動することが特に重要となります。

最後に、災害発生後学生への教育が滞ることのないように、緊急時の教育施設及び教育内容についての基本的な対策についても一部ふれることとしました。

◎事前対策

- ・ 学校は、この地震防災応急計画を、毎年度できるだけ早い時期に学生及び保護者等に周知するものとする。
- ・ 学校、実習施設の避難方法や耐震状況等の説明をするとともに、周辺の地形や海拔など、学生も自ら把握する努力をするものとする。（事前のオリエンテーション等を実施するものとする。）
- ・ 公共交通機関を利用する学生、単身生活者、津波等危険予想地域居住者など帰宅困難者は、あらかじめ避難等ができる知人や親戚等を確保するなど、避難場所や避難方法等について対策を立てておくものとする。
- ・ 帰宅が困難時に備え、シュラフ、非常用飲料食料等を学校に蓄えておくものとする。
- ・ 緊急電話連絡網による伝達の徹底、学生メール配信「まちcomiメール」への登録の徹底を図るものとする。

- ・ 災害発生時等の現況報告を学生に義務付けるものとする。なお、電話回線混雑時は、「災害用伝言ダイヤル 171」を利用し、報告（伝言）するものとする。
- ・ 町内会・市・防災局・警察署等へ事前に学校の避難安全対策を示し、非常時の相互の連携が図れるようにしておくものとする。

◎予想される状況（計画の構成）

状 況	ページ
1 南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するか調査を開始した場合	86
2 南海トラフ地震発生の可能性が平常時と比べて高まったと評価された場合	87
3 状況により警戒本部を設置する場合 a 在校中 b 校外等実習中 c 登下校中 d 在宅時	87～89
4 地震発生時及び災害発生後の対策 a 在校中 b 校外等実習中 c 登下校中 d 在宅時	89～90
5 教育再開に向けての復旧活動	90～92
6 その他災害発生後の臨時避難所としての対応	92

1 調査を開始した場合

職員の行動・対応	学生の行動・対応	予測される社会状況・備考
〔勤務時間内〕 情報の収集にあたる。 所在を速やかに把握し、教室等に集合待機させ、情報を伝える。 〔勤務時間外〕 学生の登校が予想される場合、課長は直ちに学校へ出勤。登校が予想されない場合は、志広組本部へ出勤する。それ以外の職員は自宅待機とし、情報の収集を行いながら平常勤務の準備をする。	〔在校時・校外等実習中〕 調査情報の伝達を受け、指示があるまでは学習又は実習に専念する。 （教室等での集合を原則） 〔在宅時〕 普段どおり登校する。 〔登下校中〕 そのまま登下校する。	社会状況は平常どおり。

2 地震発生の可能性が平常時と比べ相対的に高まったと評価される場合

職員の行動・対応	学生の行動・対応	予測される社会状況・備考
(1) 校内警戒本部設置準備にかかる。 (2) 注意情報発表時は休講とする。 予知情報発表時に準ずる。	予知情報発表時に準ずる。	(1) 小中学校が休講となるため、一部の職員が帰宅する。 (2) 警戒宣言東海地震を予想し、多少混乱が予想される。

3 状況により校内警戒本部を設置する場合

a 在校中

職員の行動・対応	学生の行動・対応	予測される社会状況・備考
(1) 校内警戒本部の設置 (2) 校内警戒本部設置時は休講とする。 (3) 学生の避難行動の確認、点呼をし、速やかに下校させる。ただし、やむを得ないと判断できる者を避難所へ移送又は学校にとどめることができる。 (4) 最少人員の職員を残し志広組本部へ出動する。 (5) 初期消火体制の確立 発火・爆発の危険を防止 消火器・消火栓の点検 (6) 外来講師へ休講の連絡をとる。 (7) 非常用品の準備・搬出 ラジオ・トランシーバ・ハンドマイク・救急用品・担架・毛布等 非常搬出書類の点検 (8) 校内救護体制の確立 救護班を編成 救護所の設置（講堂） 市救護所との連携 (9) 学生・職員の避難状況を志広組本部に連絡するとともに、市防災本部からの情報を収集する。	(1) 講堂へ集合する。 (2) 各学年整列し、クラス委員が名簿により点呼確認し、避難行動を報告する。 (3) 職員の指示で非常時の行動基準を確認する。 (4) 学生は、原則下校する。公共交通機関利用者等は、あらかじめ決めておいた場所へ避難する。 (5) やむを得ず本校で避難する場合は、安全な場所（教室等）に移動し待機する。	(1) バス鉄道等は運行中止となる。 (2) 避難路・緊急輸送路は交通規制が行われる。 (3) 通話規制が行われ通話を利用しにくくなる。電話の使用を控える。 (4) コンビニ、スーパー等営業を停止する。 (5) 津波やがけ崩れ等危険地域からの住民避難が開始される。 (6) 近隣住民が学校へ避難してくる。 (7) 学生保護者等の問合せがくる。 (8) 小中学校が休講となるため、一部の職員が帰宅する。 (9) 飲料水を確保する。 (10) 電気・ガスはなるべく使わない。 (11) 状況により、市指定避難場所（小川中学校）へ移動避難する。

b 校外実習中

職員の行動・対応	学生の行動・対応	予測される社会状況・備考
(1) 校内警戒本部設置時は休講とする。 (2) 学生の避難行動の確認、点呼をし、速やかに帰宅させる。 (3) 避難状況を学校へ連絡・報告し、その後の行動について学校から指示をあおぐ。	(1) 実習担当職員及び実習施設の指示に従い、学生は原則下校する。 (実習オリエンテーションで避難路の説明等を受けておく。) (2) 避難完了など現況報告を学校、保護者家族へ報告する。	(1) 在校中に準じる。

c 登下校中（実習施設への往復を含む。）

職員の行動・対応	学生の行動・対応	予測される社会状況・備考
(1) 校内警戒本部設置時は休講とする。	(1) 登下校中の避難場所・避難方法について、決めておく。 (2) 学生は原則下校する。ただし、帰宅困難な学生は、あらかじめ決めておいた親戚等へ身をよせる。 (3) 津波等危険予想地域では直ちに指定避難場所へ避難する。 (4) 交通機関利用者は、運転手・駅員等の指示に従う。 (5) 避難完了など現況を学校へ連絡する。電話回線が混雑して連絡できない場合は、災害用伝言ダイヤル「171」を利用し伝言する。	(1) 在校中時に準ずる。 (2) 避難路・緊急輸送路は、交通規制が行われる。 (3) バス・鉄道は運行中止又は最寄りの駅で停車し、乗客は降ろされることも。(JR清水、焼津駅は停車しない)

d 在宅時

職員の行動・対応	学生の行動・対応	予測される社会状況・備考
(1) テレビ・ラジオ・市町村同報無線・サイレン・鐘・広報車等において焼津市警戒本部設置を確認した場合は、職員は直ちに志広組	(1) 登校せず、自宅待機又は安全な場所へ避難する。 (2) 学生への連絡はまちなみメール又は連絡	(1) 市民が学校へ避難してくる。

職員の行動・対応	学生の行動・対応	予測される社会状況・備考
本部へ出動し対策本部を設置する。 (2) 職員間の連絡はまちcomiメール又は連絡網を使用する。	網を使用する。 (3) 避難完了など現況を学校へ連絡する。電話回線が混雑して連絡できない場合は、災害用伝言ダイヤル「171」を利用し伝言する。	(2) 各地区の自主防災会の活動が始まる。(情報伝達・避難誘導等)

4 地震発生時及び発生後の行動

基本的に行政の助けは発災後3日間は期待できないことを念頭に自力で生き抜く備えを普段からしておくことが望ましい。

a 在校中

学生・職員の行動・対応	予測される社会状況・備考
〔第一次避難〕 (1) 教室内にいる場合は、その場にとどまりあわてて飛び出さない。 (2) 初動地震とともに頭部を守るよう身をかがめ、1回目の地震が止むまで動かない。 (3) 窓ガラス・書棚・戸棚・ロッカー等倒れやすいものや落物等の危険のあるところは避ける。 (4) 実習室等において電気・ガス等を使用している場合は、ガスの元栓を閉める等火気の始末を確実に行う。 (5) 地震の震動がおさまっても、勝手な行動をとらず、職員の指示に従う。 (6) 出入口に近い学生は出入口の戸を開け、いつでも避難できるようにしておく。 〔第二次避難A〕(火災の発生、校舎の著しい損傷があった場合で津波が来ないことが確認された場合) 避難場所 駐車場 (1) 余震に十分注意し危険のないよう消火班の指導のもと消火活動に従事するとともに、情報連絡班は消防機関119番に通報する。 (2) 避難の必要を認めた時は、校内放送やメガホン等で避難を指示する。 (3) 避難にあたっては、頭部の保護を忘れない。 (4) 避難場所集合後、各学年、整列しクラス委員が名簿を使って点呼確認後報告する。 (5) 負傷者がある場合は、救護班を中心に応急処置を行うとともに救急隊との連絡にあたる。 〔第二次避難B〕(津波が来ることが予測される場合) 避難場所 3階・屋上、建物の損壊で避難できない場合は状	(1) 地震 〔震度5強〕 非常に恐怖を感じる。多くの人が行動に支障を感じる。棚にあるものが落ちる。テレビが台から落ちることがある。ドアや戸が変形で開かなくなることがある。 墓石が倒れる。ブロック塀が倒れる。 〔震度6～7〕 地震による強い揺れのため、立つことも歩くこともできない。 固定していない重い家具が移転、転倒する。 壁のタイル窓ガラスが破損、落下する。 (2) 津波 本震から早ければ約5分以内に最大約5mの津波が海岸部へ押し寄せてくることが予測されている。 (3) 普段から頭部保護の為に座布団使用を推奨する。 (4) 多くの一般市民が大半して学校へ避難してくる。

学生・職員の行動・対応	予測される社会状況・備考
況判断によりできるだけ高所 (1) 津波の影響が無くなるまで避難を続ける。 (2) 家族の安否確認を行う。(教員は学生の安否確認に努める。) (3) 余震が予想される。 (4) テレビ・ラジオ等情報を収集する。 (5) 状況を事務局へ報告する。	

b 校外実習中

学生・職員の行動・対応
(1) 校外実習中は、実習先の指示に従う。実習先の指示が得られなければ自ら判断し身の安全を確保する。(海に近い実習施設であれば高台等に避難する。) (2) 状況が落ち着いたら学校・家庭と連絡をとり現況を報告する。 (3) 実習先を退出する場合には、原則として学生は自宅へ帰宅、職員は事務局に出動して配備につく。 登校可能な学生は、学校の復旧活動や避難所の支援活動に協力する。登校できない学生は、可能な範囲で自主防災活動や地域のボランティア活動等に参加する。

c 登下校中

学生・職員の行動・対応
(1) 交通機関の指示に従う。交通機関の指示が無い場合や徒歩・自転車・バイクの場合において海の近くに所在する時は即時高台等に避難する。自動車の場合は降車し即時高台等に避難する。(避難の方法はそのときの状況により各自判断する。) (2) 状況が落ち着いたら学校・家庭と連絡をとり現況を報告する。 (3) 原則として学生は自宅へ帰宅、職員は出動し配備につく。

d 在宅中

学生の行動・対応	職員の行動・対応
自宅待機とする。自宅が津波危険区域内にある場合は即時高台等に避難する。 [家庭で事前に決めて確認しておくこと] (1) 避難場所・道順・避難方法 (2) 避難の際の非常持ち出し品 (3) 避難後、学校へ連絡し状況報告をする。 (災害用伝言ダイヤル「171」を活用し連絡。) (4) 発災後、登校可能な学生は学校の復旧活動に協力する。 登校できない学生は可能な範囲で自主防災活動や地域のボランティア活動等に参加する。	【震度4】課長係長は志広組本部へ出動。 【震度5弱以上】全員志広組本部へ出動。 自宅が津波危険区域内にある場合は即時高台等に避難する。 全職員は、自宅及び家族の安全を確保後直ちに出勤し、対策活動にあたる。志広組へ連絡。 (1) 対策本部の指示に従い、学生の安否を確認する。(電話確認・災害用伝言ダイヤル) (2) 安全確認後、学校の復旧活動を行う。

5 教育再開に向けての復旧活動

地震が発生した翌日からは学校の復旧活動に全力で取り組み、一日も早く教育を再開しなければならない。そのためには、事前に東海地震による学校の被害状況を想定して、復旧活動が円滑に進むように内容や手順について決めておく。

予想される被害	事前の準備	復旧活動の内容
(1) 防火扉の固定設備の損壊 (2) ロッカーの転倒 (3) パソコン・コピー機等事務機器の破損 (4) 職員室の書棚・時計等の転倒・落下 (5) 自動販売機の転倒、清掃器具入れの転倒・散乱 (6) 図書室の書籍の散乱 (7) 視聴覚機器の損壊 (8) トイレ・水道施設の損壊 (9) 電気・ガスの損壊 (10) 自転車置場の破損 (11) 実習室等のガラス戸棚の損壊・器具の散乱 (12) 学生・職員の負傷 (13) 教科書や副教材の焼失	(1) 重要書類の管理・保管 (2) ロッカー・書棚等の固定 (3) 事務機器・視聴覚機器の固定 (4) 学生の安否確認の手続き (5) 災害時の教室の確保や講義の持ち方・出欠席の扱い。 (6) 校内設備担架・救急鞆の準備 (7) 衛生薬品の確保 (8) 備蓄品の充実 (9) 非常用発電機 (10) ライフライン確保	(1) 学生・職員の被災状況の調査 (2) 臨時避難所としての支援 (3) 被災した教科書や副教材の確保 (4) 職員室・教室の復旧 (5) 書類の確保・確認 (6) 散乱破損書籍の整理 (7) 施設設備関連業者への連絡・復旧 (8) 立入禁止個所の表示・対応 (9) ライフライン復旧への情報収集 (10) 被害状況の志広組本部への報告 (11) 不足物品の購入・手配 (12) 学生の心のケア

(1) 学生・職員の安否の確認と被災状況の把握

(2) 施設の安全確認とその確保

- ① 学校内の施設の安全点検を行い、使用可能な施設を明確にする。
- ② 応急危険度判定士の派遣を依頼する。
- ③ 最低限、事務室と教室を確保する。
- ④ 校舎の被害が著しい場合は、プレハブの仮設校舎の建築を検討し、志広組本部と連絡をとる。
- ⑤ トイレやライフラインの復旧状況を把握し、早期に教育再開できるように関係機関に協力を依頼する。
- ⑥ 実習関係病院等の連絡を密にとる。

(3) 教育再開の決定・連絡

- ① 校長は、通学路・施設・学生の状況を総合的に判断し、教育再開の時期を決定する。
- ② 学生・保護者への連絡は、周知徹底を図る。

(4) 教育環境の整備

- ① 通学路の安全確認を行う。
- ② 教科書・教材等の滅失及び破損状況を把握するとともに、不足教科書の確保に努める。
- ③ 使用できる教室が少ない場合は、公共施設利用等の分散講義等を計画する。
- ④ 講義・演習・実習スケジュールの調整を図る。
- ⑤ 関係病院における実習が不可能な場合、避難所・救護所における活動を実習単位として読み換え可能か等の特別科目の検討をする。

(5) 心的外傷後のストレス障害に対するケア

- ① 学生に対するメンタルヘルスケア
- ② 職員自身のメンタルヘルスケア

6 その他 災害発生後の臨時避難所としての対応

職員の対処・指導基準	避難者の行動基準	予測される社会状況・備考
(1) 災害対策本部を設置する。 (2) 情報連絡班は校舎内外の被害状況を確認し本部へ報告する。 (3) 臨時避難所として「講堂ラウンジ」を開放する。 (4) 状況により地域避難者を指定避難所（小川中学校）に誘導する。 （学生は避難者であると同時に、可能な範囲で災害対策本部の活動に参加する。） (5) 避難者の名簿を作成する。 (6) 情報収集・伝達	(1) ・自分の身は自分で守る。 ・最善の行動をする。 ・率先して避難する。 (2) 避難者名簿に記入する。 (3) 職員の指示をよく聞き勝手な行動をとらない。	夜間から早朝にかけて災害が発生した場合、直ちに被災者が学校に避難してくる可能性もある。この場合、職員もかけつけ役割分担に従って行動することになるが、職員も被災者になる可能性が大きく、また大津波の危険や途中の道路の途絶等により速やかに出勤できない可能性が高い。 学校では災害発生後直ちに臨時避難所として開放できる区分・学校管理あるいは教育再開に向けて確保する区分・安全面で立入を禁止する区分とを早急に明示する。

災害用伝言ダイヤル「171」について

災害時には、現況を本学生は学校へ報告することとなりますが、電話回線が混雑した場合は、災害用伝言ダイヤルを利用し、伝言してください。学校は、この伝言ダイヤルにより学生の安否確認等をします。（平常時にダイヤルしてもつながりません。）

●伝言の録音方法 171 にダイヤルする。

→ガイダンス→録音の場合 1→ガイダンス→自宅の電話番号を
市外局番からダイヤルする。ガイダンス→録音する。（30秒以内）

●伝言の再生方法 171 にダイヤルする。

→ガイダンス→再生の場合 2→ガイダンス→自宅の電話番号を
市外局番からダイヤルする。ガイダンス→再生。

※通話料金がかかります。

※携帯電話からでもかけられます。

※災害時以外にも体験できるように、次のとおり「体験利用日」が設けられています。家族友人などで体験しておいてください。

体験利用日

- ①毎月1日及び15日（24時間）
- ②正月3が日（1月1日～3日（24時間））
- ③防災週間（8月30日9時～9月5日17時）
- ④防災とボランティア週間（1月15日9時～21日17時）

※ その他災害用伝言板（web171）もあります。体験利用日は同じです。

学生（まちcomi）メール配信について

災害時や実習時の緊急連絡事項を携帯電話へメールで伝えようとするものです。本校学生は、全員登録をしてください。

このメール配信は、ドリームエリア㈱の協力を得て実施するものです。もっとも、学生自身のメールアドレスは、システム上暗号化され、学校においても知る事ができないなど豊富な実績とあわせ、安心なサービスです。

登録用メールアドレス&QRコード

H31年度 1年生	nxpp 2795 @machicomi.jp	
H31年度 2年生	nxpp 6527 @machicomi.jp	
H31年度 3年生	nxpp 5866 @machicomi.jp	

※QRコードを利用すると簡単に空メールを送信できます。

携帯電話のカメラ機能から「バーコードリーダー」を起動し、画像を読み取って下さい

※登録に際し、氏名（漢字、ひらがな）以外の入力項目はありません。

※料金めやす 1通あたり1～3円程度

「警報」等が発令された場合その他緊急時の対応について

台風等の気象要因、地震、交通ストライキ、又はその他不測の事態により、通学が困難と認められる場合、**授業（実習・試験・放課後の活動等を含む。）**を中止することができる。

1 気象要因に起因する場合

（１）下記の区域に警報等が発令された場合

中部南（静岡市南部、島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、吉田町）

※警報の発表は市単位であるため**焼津市**を基本に状況を判断して決定する。

（２）警報等の種類と対応

情 報		授業	対 応
特別警報		授業中止	☐ 午前 6 時の時点で警報が発表されている場合は「1 日休校」 ＊周囲の状況等で避難
警 報	暴風	授業中止 又は 一部中止	☐ 午前 6 時の時点で焼津市又は居住市町に警報が発表されている場合は、午前 1 0 時まで自宅で待機 ☐ 午前 1 0 時の時点で警報が解除されていない場合は「1 日休校」 ☐ 午前 1 0 時の時点で警報が解除されている場合は安全に登下校できることを確認した上で午後の授業に間に合うように登校（確認できない場合は学校に連絡の上自宅待機）
	大雨洪水	平常授業	☐ 安全に登下校できることを確認した上で登校（確認できない場合は学校に連絡の上自宅待機）
	その他気象警報	平常授業	☐ 安全に登下校できることを確認した上で登校（確認できない場合は学校に連絡の上自宅待機）
注意報	強風大雨洪水	平常授業	☐ 安全に登校できることを確認した上で登校（確認できない場合は学校に連絡の上自宅待機）

※「登校・休校（休講）」の指示は、「まちc o m i」メールで配信しますので必ず確認すること。

※台風等の接近で注意報からより重大な警報が発令される可能性があるかで学校が対応を判断

（３）在校時に警報等が発令された場合

- ☐原則として学校に待機、状況に応じて帰宅等の判断を行う。
- ☐交通機関が動かなくなることが予想される場合には、授業等を中止して帰宅
- ☐台風等が接近してより重大な警報等が発令されると予想される場合は、授業等を中止して帰宅

（４）気象に関する特別警報・警報・注意報の種類（市町単位で発表）

区 分	種 類
特別警報	大雨／暴風／(暴風雪)／(大雪)／波浪／高潮 ※台風・低気圧等により数十年に一度の大雨、暴風などが予想される場合
警 報	大雨／洪水／暴風／(暴風雪)／(大雪)／波浪／高潮
注 意 報	大雨／洪水／強風／(風雪)／(大雪)／波浪／高潮／雷／融雪 ／濃霧／乾燥／(なだれ)／低温／霜／着氷／着雪

２ 地震情報・地震発生の場合

地震については「地震防災応急計画」によるものとする。

３ 交通ストライキ、又はその他不測の事態の場合

気象要因に起因する場合に準ずるものとする。

組合立静岡県中部看護専門学校コミュニティ規約

第1章 総 則

(名称)

第1条 この会は、組合立静岡県中部看護専門学校コミュニティ（以下「コミュニティ」という。）と称する。

(会員)

第2条 このコミュニティは、組合立静岡県中部看護専門学校の全学生（以下「コミュニティ会員」という。）をもって組織する。

(目的)

第3条 このコミュニティは、学生の自治活動によって責任ある自主精神に基づき、学生生活の発展向上をはかり、個々の人間性を高めるとともに、学年をこえた学生相互の親睦を深めることを目的とする。

第2章 機 関

(機関の種類)

第4条 このコミュニティには、次の機関を置く。

- (1) 総 会
- (2) 役員会
- (3) 委員会
- (4) ファミリー

<第1節 総 会>

(構成)

第5条 総会は、コミュニティの最高議決機関で、コミュニティ会員で構成する。

(会議の招集)

第6条 総会は年1回会長が招集する。ただし、次の各号に該当するときは、会長は、臨時総会を招集することができる。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) コミュニティ会員の3分の2以上の署名により、招集の要請があったとき。

(議長の選出)

第7条 総会の議長は、総会において役員以外のものから選出する。

(付議事項)

第8条 総会にかけける事項は、次のとおりとする。

- (1) 規約の改廃に関すること。
- (2) 予算及び決算に関すること。
- (3) 事業計画に関すること。
- (4) その他、コミュニティ運営上必要な事項に関すること。

(議決)

第9条 総会は、コミュニティ会員の3分の2以上の出席により成立し、議事は出席者の過半数で決定する。ただし、可否同数のときは議長が決定する。

<第2節 役員会>

(構成)

第10条 役員会は、会長、副会長、書記、会計及び委員で構成する。

(招集)

第11条 役員会は月1回開催する。ただし、会長は、必要に応じて臨時的に役員会を招集することができる。

(議長)

第12条 役員会の議長は会長が勤める。

(付議事項)

第13条 役員会にかけける事項は次のとおりとする。

- (1) 総会にかけける事項に関すること。
- (2) 事業の運営に関すること。
- (3) その他、必要と認めること。

(議決)

第14条 役員会の議事は、出席役員の過半数で決定する。ただし、可否同数のときは議長が決定する。

＜第3節 委員会＞

（委員会の種類及び活動）

第15条 委員会の種類及び活動内容は、次のとおりとする。

- （1）桂花祭委員会：桂花祭の企画及び実施。
- （2）歓迎会委員会：新入生歓迎会の企画及び実施。
- （3）送別会委員会：卒業生送別会の企画及び実施。
- （4）写真委員会：各企画の記録・写真

（構成）

第16条 委員会は、ファミリーで構成する。

2 前条第1号から第5号までの委員会には、会計係を置くものとする。

（招集）

第17条 委員会は、それぞれの委員が必要に応じて招集する。

（議長）

第18条 委員会の議長は委員の1人が勤める。

（付議事項）

第19条 委員会にかかる事項は次のとおりとする。

- （1）各委員会の活動内容に関すること。
- （2）その他必要と認めること。

＜第4節 ファミリー＞

（ファミリーの活動）

第20条 ファミリーの活動内容は、次のとおりとする。

- （1）コミュニティ活動への参加。
- （2）入学時、実習開始時におけるオリエンテーションの補助。
- （3）ボランティア、サークル活動等の自主活動の企画及び実施。

（ファミリーの構成）

第21条 ファミリーは、学校が各学年から数名ずつを指名し組み合わせるものとし、リーダーを置く。

＜第5節 弔慰＞

(弔慰金)

第22条 コミュニティ会員または配偶者・一親等以内の親族が死亡した時には、弔慰金として5,000円を支給する。

第3章 役 職 員

(役職の定数)

第23条 このコミュニティには次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 人
- (2) 副会長 1 人
- (3) 書 記 2 人
- (4) 会 計 2 人
- (5) 委 員 12 人

(内訳)	桂花祭委員	4 人
	歓迎会委員	3 人
	送別会委員	3 人
	写真委員	2 人

- (6) 監 事 2 人

(役員を選出)

第24条 前条第1号から第5号までの役員は、ファミリーリーダーをもってあて、その役職は互選により決定する。

2 前条第6号の役員は、役員会がコミュニティ会員の中から選出する。

(役員職務)

第25条 会長はコミュニティを代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職を代行する。
- 3 書記は、コミュニティの総務を担当する。
- 4 会計はコミュニティの会計事務を担当する。
- 5 委員は委員会を代表し、会務をまとめる。
- 6 監事は会計を監査する。

(役員の任期)

第26条 役員の任期は1年とする。

(顧問)

第27条 このコミュニティに顧問を置くことができる。

2 顧問には組合立静岡県中部看護専門学校の職員があたる。

3 顧問はコミュニティの重要事項の相談に応ずる。

第4章 会 計

(予算)

第28条 このコミュニティの収入及び支出は予算に計上しなければならない。

(経費)

第29条 このコミュニティに必要な経費は、会費、寄付金、援助金及びその他の収入をもってあてる。

(会費)

第30条 会員は、会費として年額1,000円を納入するものとする。

(会計年度)

第31条 このコミュニティの会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。

第5章 雑 則

(委任)

第32条 その他この規約施行上必要な事項は、会長が役員会にかけて決定する。

附 則

この規約は、総会の可決した日から施行し、平成6年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、総会の可決した日から施行し、平成10年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、総会の可決した日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、総会の可決した日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、総会の可決した日から施行し、平成27年4月1日から適用する。